
平成20年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成20年3月4日(火)

1. 議事日程第1号

平成20年3月4日(火) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第3 議長の諸般の報告
- 第4 議案の上程(議案第1号から議案第32号並びに諮問第1号)
- 第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情1件)
- 第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第8 質疑・討論・採決(専決処分2件、人事案件1件、補正予算案件6件)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 議案の上程(議案第1号から議案第32号並びに諮問第1号)
- 日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
- 日程第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情1件)
- 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第8 質疑・討論・採決(専決処分2件、人事案件1件、補正予算案件6件)

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1 番 | 尾方 嗣 男 | 2 番 | 工藤 重 信 |
| 3 番 | 河野 博文 | 4 番 | 菅 原 一 |
| 5 番 | 佐藤 左 俊 | 6 番 | 柳井田 英 徳 |

7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行
11 番	秦 時 雄	12 番	高 田 修 治
13 番	藤 本 勝 美	14 番	日 隈 久美男
15 番	後 藤 勲	16 番	片 山 博 雅

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	芝 原 哲 夫	議事係 長	穴 井 陸 明
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	副 町 長	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総務課 長 兼自治振興室長	坪 井 万 里
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建設課長兼 公園整備室長	合 原 正 則	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長 三 郎
商工観光課長	河 島 広 太 郎	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜 久 男	人権同和啓発 センター所長	吉 野 多 紀 江
学校教育課長	宿 利 博 実	社会教育課長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	酒 井 恵 一 郎
総務係 長	長 尾 真 吉		

上 程 議 案

- | | |
|--------|--|
| 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（その1）
平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について |
| 議案第 2号 | 専決処分の承認と求めることについて（その2）
損害賠償の額を定めることについて |
| 議案第 3号 | 玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

- 議案第 4号 玖珠町男女共同参画推進条例の制定について
- 議案第 5号 玖珠町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 6号 玖珠町特別会計設置条例の全部改正について
- 議案第 7号 玖珠町行政組織条例の一部改正について
- 議案第 8号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 玖珠町基金条例の一部改正について
- 議案第10号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第11号 玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 玖珠町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第15号 玖珠町保育所設置及び管理条例の廃止について
- 議案第16号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 議案第17号 土地の取得について
- 議案第18号 町道路線の認定について
- 議案第19号 平成19年度玖珠町一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第20号 平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第21号 平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第22号 平成19年度玖珠町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第23号 平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第24号 平成19年度玖珠町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第25号 平成20年度玖珠町一般会計予算について
- 議案第26号 平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成20年度玖珠町老人保健特別会計予算について
- 議案第30号 平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成20年度玖珠町簡易水道特別会計予算について
- 議案第32号 平成20年度玖珠町水道事業会計予算について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時00分開議(開会)

○議長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成20年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山博雅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

5番 佐藤左俊君

11番 秦時雄君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山博雅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長日隈久美男君。

○議会運営委員長（日隈久美男君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成20年第1回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る2月28日議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月4日から3月21日までの18日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認案件2件、委員会委員の選任案件1件、条例の制定案件2件、条例の全部改正案件が1件、条例の一部改正案件8件、条例の廃止案件1件、規約の変更案件1件、土地の取得案件1件、町道路線認定案件1件、平成19年度一般会計補正予算案件1件、同じく特別会計補正予算案件4件、水道事業会計補正予算案件1件、平成20年度一般会計予算案件1件、同じく特別会計予算案件6件、水道事業会計予算案件1件の、32議案と請願1件と陳情1件であります。

また、諮問案件が1件あり、議会の意見を求められています。

なお、議案第1号から議案第3号並びに議案第19号から議案第24号は、専決処分の承認を求める

案件及び委員会の選任案件並びに平成19年度一般会計補正予算及び各特別会計、事業会計の補正予算案件であります。

年度末を控え、予算執行上急施を要しますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で、質疑、討論、採決までお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、議案第25号から議案第32号までの8議案は、平成20年度各当初予算案件であります。

予算特別委員会を設置して審査の付託をいたしたいと思います。

なお、会期中に追加議案として人事案件の上程が予定されている旨の報告を受けております。

また、本定例会の一般質問者は、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針等の説明を受けてからの通告といたしたいと思います。したがって、日程の関係上、3月6日議案質疑日の午前9時30分に締め切り、同日の議会日程終了後、一般質問発言順を決めたいと思いますので、議会運営委員会委員のご協力方よろしく願いいたします。

どうか、本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（片山博雅君） おはかりします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月21日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（片山博雅君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

新年1月10日、河川敷におきまして玖珠町消防出初式が行われ、消防団の皆さんの日頃の訓練とご労苦に対し心から感謝し、敬意を表したところです。

また、1月14日には、玖珠町成人式がメルサンホールにおいて行われ、成人になられた約250名の前途を祝ったところです。

2月29日、県町村議会議長会第59回定期総会が開催され、平成20年度予算など原案どおり採択されました。また、平成20年4月以降の町村議会長の事務局職員の取り扱い、事務所の設置場所等承認されたところです。また、総会において、私片山博雅が、全国町村議会議長会より特別功労者表彰をいただき、伝達を受けました。

次に、関西玖珠九重会が2月17日大阪市内のホテルで開催され、本町から小林町長と私が出席し、関西でご活躍の玖珠郡出身者と親交を深めてまいりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第32号並びに諮問第1号）

○議長（片山博雅君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました、議案第1号から議案第32号までの32議案及び諮問案件1件について、一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第32号までの32議案及び諮問案件1件につきましては、一括上程することに決定しました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○議長（片山博雅君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日、ここに平成20年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙の中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、ご提案申し上げます平成20年度当初予算をはじめ諸議案の説明と町政の報告及び平成20年度におきます町政執行に対する基本的な考え方について、所信の一端を申し述べ、少々長くなりますけれども、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

初めに、先の12月議会以降の町政に係わる諸般の報告から申し上げます。

まず、消防団の特別点検でございますけれども、先ほど議長からご報告がございましたように、新春の恒例行事でございます玖珠町消防団特別点検、1月10日、晴天の穏やかな天候の中に玖珠川河川敷、本年は河川工事のため協心橋下流広場におきまして、議員各位をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜る中、繁田団長指揮の下、7分団31部、380名の団員が結集し、分列行進、車輦行進、機械器具点検、放水点検等が、厳粛かつ華やか迅速に行われたところであります。

消防の伝統を誇りといたしまして、地域住民の生命・財産を守る任務を負っている団員各位に対して、きびきびとした行動に対して、誠に、訓練に対しましても、敬意を表しますとともに、その際、永年勤続功労者表彰を受けられました43名の皆様のご労苦に対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位には、最後までご臨席を賜りまして、激励と祝福をいただきまして、誠にありがとうございます。

いました。

次に、これも議長報告にございましたけれども、成人式についてでございます。

平成20年の玖珠町成人式には、164名の新成人に参加いただき、成人証書の授与や記念品の贈呈などの記念式典と、記念行事を執り行ったところであります。

記念行事では、父親、母親からの代表から、成人に至るこの20年間のエピソードを交えた激励のメッセージであります「新成人への手紙」で、親としての思いを子どもに伝え、吹奏楽団アカナツによりますコンサートでは、新成人に贈る音楽の花束と題して、これから社会に船出する新成人に音楽を通して熱いエールを送る機会となったところであります。

また、小学校、中学校、高等学校の恩師からのビデオレターの上映は、厳粛な中にも和気あいあいとした意義ある成人式となったことというふうに思っております。

ご臨席をいただきました議員各位をはじめ、ご来賓の皆様に、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

次に、第39回の大分県農業賞について申し上げます。

去る2月の27日、第39回大分県農業賞の表彰式が行われました。この大分県農業賞は、農業者の生産意欲を喚起するとともに、大分県農業の発展を図ること目的として行われているものであります。

表彰部門では、企業的農家の部、営農集団・銘柄産地の部、むらづくりの部、3部門があり、八幡にありますグリーンストック八幡は営農集団・銘柄産地の部で最優秀賞を受賞したところであります。また、グリーンストック八幡は、昨年末にも平成19年度全国優良畜産経営管理技術発表会におきまして、優秀事例の受賞を受けたところであります。

グリーンストック八幡では、今後も規模拡大を図っていく計画があり、本町の中心的なコントラクター、いわゆる飼料生産受託組織でありますけれども、コントラクターとして地域の肉用牛経営に大きく貢献していくものと期待いたしているところであります。

次に、第50回記念の県内一周駅伝競走大会について申し上げます。

春季国体第50回記念県内一周駅伝競走大会が、去る2月18日から22日までの5日間、37区間388.8キロにわたりまして熱戦をくり広げたところであります。3日目になります20日の中村・日田間につきましては、多くの町民の方々が沿道にて疾走する選手にご声援をいただきました。

成績につきましては、目標としていたA部復帰はできませんでしたが、総合で6位、第5位の由布市とのタイム差は2分1秒という接戦でありました。次回に大いに期待できる成績であったというふうに思っております。

また、シニア区間におきましては、2人の選手が区間賞、5名の選手が努力賞を獲得いたしております。大いに玖珠郡チームが健闘した大会であったというふうに思っております。

次に、玖珠町と大分大学との相互協力協定について申し上げます。

大分市でございます大分大学は、国立大学の法人化に伴いまして、その活動の自主性及び特性が強く求められる時代になってまいりました。とりわけ、地方に立地する大学としての特性を最大限に生

かすことが不可欠であることから、地域振興のための様々な課題に対する調査研究を行うことと、地方自治体との一層の連携を目指す中に、相互の協力関係をより継続的に実施することが重要というふうな考えに至っているようであります。

町といたしましても、地方分権化が進む中で、喫緊の課題であります少子・高齢化、あるいは過疎化等に取り組まなければなりません。また、行財政の効率、向上という点から、活力に満ちた施策を行い、効果のある施策を行い、魅力あるまちづくりを実現することが大事であるというふうに考えております。双方のこのような考え方から、去る2月5日、国立大学法人大分大学と相互協力協定が町村では初めて締結できたことは、官学協力協定を活用することで、今後のまちづくりの推進に役立つものというふうに考えてるところであります。

次に、「町民の日」の式典について申し上げます。

町民の日は、自らが郷土について理解と関心を深め、ふるさと玖珠を愛する心を育み、次の世代に誇り得るような、豊かで明るい童話の里玖珠町を築き上げることを期する、そういう日として条例に定められていることはご案内のとおりでありまして、毎年3月1日に行っているところであります。

本年も、メルサンホールに、議員各位をはじめ来賓のご臨席を賜る中、式典を執り行い、各分野においてまちづくりに貢献された個人5名と4団体に、表彰状及び感謝状をお贈りして、その功績を称えとともに、本町発展の誓いを新たにしたところでございます。

式典終了後の記念講演では、元NHKアナウンサー吉川精一さん、紅白歌合戦だとか、のど自慢の司会をされた方でありまして、この方が「人生いつもありがとう」と題して講演をいただきました。のど自慢の司会者時代に出会った24歳の娘さんと母親の思い出には、会場の涙を誘い、一方、少年時代からの夢であった歌手としてのデビューにつきましても、いろいろな苦労話をされるとともに、最後には、得意の歌も披露するなど、まさに涙と笑いの90分であったと思います、来場していただいた町民の皆さんを魅了したことというふうに思っております。

次に、公的資金の補償金免除の繰上償還に係る財政健全化計画書及び公営企業経営健全化計画書の公表についてであります。

公的資金の補償金を免除される、普通政府資金を繰上償還する場合には、公的資金の補償金というのを払わなければならないわけでありまして、これを払わずに繰上償還をできる制度について、ご報告申し上げたいと思います。

地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づきまして、平成19年8月に、旧資金運用部資金、政府の資金運用部資金であります、もしくは旧簡易生命保険資金、いわゆる簡保資金といわれる公的資金については、補償金免除で繰上償還を行うことができるようになったところであります。

ただ、それに伴いまして、財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定し、総務大臣の承認を得なければならない、また、議会、住民に対してこれを公表しなければならないということが義務付けられたところであります。

町といたしましては、先に策定いたしております集中改革プランの趣旨に沿って、繰上償還を実現すべく、この計画策定に取り組みまして、平成19年12月に、総務大臣より公的資金補償金免除繰上償還の承認を受けたところであります。

対象となる地方債は、普通会計で4,308万円、平成20年9月の償還、簡易水道事業会計では6,188万円で平成20年3月償還となっております。

今回の繰上償還に伴ういわゆる利子の減額が出てくるわけでありましてけれども、この利子の減額により効果額はおよそ1,316万6,000円であります。一般会計が292万7,000円、簡易水道事業会計が1,023万9,000円でありましてけれども、合計で1,316万6,000円となるわけでありまして。

なお、財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画につきましては、議員各位にもお手元にお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、本計画書は平成20年3月下旬までには当町ホームページ等にて公表する予定にいたしてるところであります。

次に、同じく後期高齢者医療制度について申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成20年4月1日、来月の4月1日から75歳以上の方や65歳から74歳までで一定の障害の状態にある人で、広域連合の認定を受けた方を対象に、県下の全市町村が参加します大分県後期高齢者医療広域連合、これが運営する新しい医療制度、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度は、高齢者の医療費を安定的に支えるために、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて、公平に費用を負担することになりました。後期高齢者の保険料は1割で、現役世代が4割、公費が5割であることはご案内のとおりであります。

ただ、被用者保険の被扶養者につきましては、先に20年度においては特例措置として4月から9月までの半年間の保険料を免除、さらに10月から翌年の3月までは9割保険料を軽減するというようになっております。

高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向がありますので、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指すことになっております。

現在、4月1日の発足がスムーズにできますよう、万全を期して準備を進めているところでございます。

この主体となります大分県後期高齢者医療広域連合には、本町からも職員1人を派遣することになってるところであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、平成20年度におきます町政執行の基本的な考え、予算の編成方針及び予算の概要について申し上げます。

お手元に、慣例によりまして、平成20年度の町政執行の基本的考え方についてをお配りしてござい

ますので、要旨をお配りしてございますので、参考にしていただきたいと思います。

まず我が国の経済でございますけれども、これまで企業収益の改善や設備投資の増加等、企業部門の好調さが持続してきており、これが家計部門への波及、そして国内の民間需要に支えられた景気回復が続くものと期待されてきたところであります。

しかしながら、アメリカのサブプライムローン、この焦げ付きによります経済の下降や、あるいは100ドルを越す原油価格の動向というものが、国内外の経済に与える影響が大きく懸念されているところであります。昨日は、為替レートが1ドル102円台まで落ち込みましたし、日経平均株価も1万3,000円を割るというふうな事態も起こっておりまして、まるでブラックマンデーを思い起こさせるような事態も出てきてるわけであります。

こうした中に、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針の2007（いわゆる骨太の方針といわれてるものでありますけれども）これに応じて歳出・歳入一体改革の実現に向け引き続きこの方針に則り、国・地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれも財政健全化を進めることといたしております。

一方、地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するものの、公債費が高い水準で推移することや、高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の自然増等によりまして、20年度には大きな財源不足が生じ、財政構造的に極めて厳しい状況にあります。

このような中に、先に成立した地方分権改革推進法に基づいて設置されました「地方分権改革推進委員会」国の諮問機関でありますけれども、この推進委員会においては、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しなどについて検討を進め、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、あるいは地方交付税、税源移譲を含めました税配分の見直しの一体的改革に向けまして地方債を含めまして検討されてるところであります。

総務省は、平成20年度の地方財政改革の課題として、各地方公共団体、県市町村の「集中改革プラン」の着実な実施を進めるとともに、人件費の改革・地方公会計改革等を推進することにより、地方行政改革を強力に推進することといたしております。

また、大分県の財政を取り巻く状況につきましても同様でございます、積極的な企業誘致により県の税収にもその効果が現れつつありますけれども、国の「歳入・歳入一体改革」における地方交付税等の更なる削減の方向や都市と地方の財源の偏在、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増加や、あるいは県の地方債現在高の増嵩等により、ますます財政運営は厳しい状況になるというふう聞いてるところであります。

このような厳しい財政状況等を踏まえまして、今後の町政の施行にあたりましては、平成17年3月に当町独自で策定いたしました「玖珠町行財政改革プラン」、そして国・県のご指導もあって策定いたしました18年3月の「玖珠町集中改革プラン・行財政改革5カ年計画」これに基づきまして、日々改革という理念を持ち続け、行財政の運営に努めているところでございまして、引き続き事務事業の見直しなどを行うことにより、徹底した歳出の削減を実行しており、その成果につきましても着実に現

れているところでございます。

ちなみに、この計画によります今年度削減目標額、これにつきましては、5,900万円を上回る2億6,900万円の削減見込み(これは19年度でありますけれども)2億6,900万円の削減見込みとなっております。

さらに、町民と行政との協働による地域づくりを目指した地域自治活動組織(いわゆるコミュニティでございますけれども)これにつきましては、昨年5月に設立総会を開催し、本年度からそれぞれ4地区のコミュニティで、事業計画、予算等について協議し、地域住民が主役のまちづくりに取り組んでるところであります。つい先日も八幡地区コミュニティにおいて、第1回のコミュニティによる文化祭が開催されたところでありまして、私も参加させていただきました。

なお、生活・生産関連、いわゆる社会資本の整備につきましては、全国的に公共事業削減という逆風の中にあっても、住民ニーズに対処するために、継続的な投資というものが必要でございまして、健全財政の方針を維持しつつ、既に着工している継続事業や今後計画しております事業につきましては、その実現に積極的に取り組みたいというふうに考えてるところでございます。

その中で、本町の重点施策でもあります「総合運動公園」の建設につきましても、平成9年から毎年度事業実施のための資金を積み立ててまいりましたことは、ご案内のとおりであります。

また、平成15年3月に、皆様のご検討によりまして候補地を選定して以来、基本計画の策定や現地測量等、そして関係機関への各種補助金等の協議など諸準備を進めてきたところでありまして、既に国の事業採択を受け、国庫補助金等の受け入れをしており、今年度分についても後ほど予算でご説明申し上げますけれども、来年予定されております補助金の前倒しの決定をいただいたところであります。

用地の取得につきましては、平成19年度におきまして取得面積のおよそ58%を取得見込みであり、順調に用地取得も進んでるところであります。

今後とも、町民の皆さんの施設整備に係る具体的な意見を聞きながら、慎重に事業を進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

また、お手元の要旨には書いておりませんが、予定しております県営工業団地の造成につきましては、その前提となります団地への企業立地を進めているところでございまして、県のご尽力によりまして、一日も早く誘致に成功し、工業団地用地の造成ができますよう、今後とも最大限の努力をしていきたいというふうに考えてるところであります。

また、「ここから未来へ 新たな一歩」をスローガンに開催されます第63回国民体育大会(チャレンジ おおいた国体でございますが)、いよいよ本年の9月27日から開催されます。

玖珠町では、少年男子・少年女子のホッケー競技が、メルヘンの森スポーツ公園で開催されることになっており、昨年は「プレ国体」を、議員各位をはじめ関係諸団体や多くの町民のご協力を得まして、実施したところであります。

また、本国体におきましては、“おもてなしの心”で選手・監督をお迎えするために「民泊」を実施

いたしますけれども、その受け入れをいたします20自治区も既に決定し、玖珠町を訪れる多くの方々に温かく迎え、玖珠町の文化・観光・産業を広く紹介するとともに、この国体を契機に、玖珠町のスポーツ・文化・まちづくりの更なる発展を図る所存でございます。

このような方針に基づきまして、平成20年度の予算方針をいたしたところでありまして、次に平成20年度のその方針の概要と予算の概要について申し上げたいと思います。

国の改革の進展が地方自治体に与える具体的影響が依然として不透明な中に、本町としても予算編成において引き続き「集中改革プラン」の着実な実行が不可欠と考えておりますことは、先ほど申し上げたとおりであります。

平成18年度（昨年度）決算におきましては、単年度収支及び実質収支が黒字になるなど、健全運営に努力をいたしてるところでありますけれども、交付税の伸び悩み、減少等によりまして、経常収支比率は前年度比0.3ポイント上昇しており、なお財政構造の健全性確保については予断を許さない状況であります。

歳入については、税制改正などに伴います町税収入及び地方交付税が平成20年度地財対策として、地域再生特別枠の創設がされまして、やや増額することが期待できますが、一方では、公共事業関係補助金をはじめとする国・県の補助金の大幅な削減が予想されており、事業実施のための財源の確保は楽観できないというふうに思っております。

一方、歳出におきましても、少子・高齢化の進展に伴います恒常的な扶助費の伸びをはじめ、将来の玖珠の礎を築くための継続事業、新たな住民ニーズによる事業の増、国体の開催経費、既存施設の維持管理費などの多岐にわたる歳出の増加圧力が高まってきておりまして、厳しい財政運営が続くものと見込まれてるところであります。

したがって、平成20年度の予算編成にあたりましては、これまでと同じように、本町の厳しい財政状況を認識したうえで、限られた財源で最大の事業効果を発揮できますように、更なる収入の確保と事業の見直しや効率化等による歳出の特化、抑制を図り、健全財政の確保に努めなければならないと考えているところであります。

本町の新年度の予算は、地方交付税や国・県補助金への依存度が高いことから、「地方財政計画」や国・県の予算の動向を十分留意しつつ、大分自動車道インター前ふれあい広場整備事業や町道長廻線の改良事業等、継続的に取り組んでいる事業について当初予算に反映いたしました。このことから、20年度の一般会計予算総額は、前年度対比3億2,100万円、4.46%増の75億1,100万円といたしたところでございます。

予算案の編成にあたりましては、特定財源を確保し、従前にも増して重点的かつ効率的な予算の配分に徹し、財政の健全性に配慮しながら、まず補助事業については国・県の施策、財政措置の動向に十分注意し、事務事業の必要性、緊急性等を検討して、本当に必要とするものに限定をすること。特に事業実施により、将来の財政負担が懸念される場合は、あくまでも特定財源の確保ができるかどうかの見込みを前提に予算計上をしたところでございます。

また、単独事業につきましては、事業の重点化をなお一層徹底し、その厳選に努めるとともに、事業コストの削減を図ることといたしておりますけれども、将来町民自らの健康福祉の増進につながると思われる新規事業もいくつか計上いたしているところでございます。

3点目の一般行政経費につきましてはでございますけれども、経常経費が多うございますけれども、過去の例にとらわれることなく、最小の経費で最大の効果を上げるべく、その事務処理の内容・金額・手法等を見直し、経費の一層の節減に努めること、そういうことについての留意をさせたところであります。

さらに、負担金・交付金・補助金でありますけれども、従前と同じように、ゼロベースということを中心に引き続き縮減の方向で検討し、特に経常経費の新たな負担金、補助金の増額等につきましては、これを原則認めないという方針で編成いたしました。

なお、この予算案につきましては、そのバックボーンとして「玖珠町第四次総合計画」の4つの目標にしたがいまして、それぞれの区分で計上しているところであります。

それぞれの4つの区分の目標ごとの主な事業につきましては、お手元にお配りしております資料の7ページから9ページにかけまして、個々の事業ごとに事業費を掲載しておりますので、ご覧になっていただきたいというふうに思っております。

また、20年度の一般会計と特別会計の予算案につきましては、後ほど提出議案の提案理由の中で再度ご説明いたしたいと思っております。

以上、20年度の予算編成方針についてご説明いたしましたけれども、地方財政はいよいよ厳しい状況に直面いたしております。予算の執行にあたりましては、細かな経費の節減を意識し、さらには、特定財源の確保ということを常に考え、国・県の動向に注意を払いながら、職員の英知を結集してその執行に努めてまいりたいというふうに考えてるところでございますので、議員各位のご理解ご協力を切にお願いする次第であります。

以上で予算編成方針、予算の概要についての説明を終わります。提出議案の提案理由の説明をさせていただきます。

今議会に上程しております議案は、専決処分案件2件、人事案件1件、条例制定案件2件、条例の改正及び廃止案件10件、規約の変更案件1件、土地の取得案件1件、町道路線の認定案件1件、平成19年度補正予算案件が6件、平成20年度当初予算案件8件、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦案件1件の合計32議案と1諮問案件を上程させていただいてるところであります。

それでは、議案第1号から順を追って、簡単に提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集の1ページをお開きください。

議案の第1号は、専決処分の承認を求めるもので、平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

議案の第1号は別冊となっております。

本案は、自治法の179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきますので、同条

第3項の規定によりましてこれを報告して、ご承認をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書（第5号）の2ページをお開きください。

歳入歳出の総額にご覧のように歳入歳出の総額に変更はございません。

ただ中身でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページの2款1項3目財産管理費であります。町有林整備事業を減額いたしまして、この町有林の災害復旧事業費を増額するものであります。

これは、有利な補助率によりまして事業を行うために、町有林災害復旧事業補助を前倒しして実施したものでございます。

次に、8款4項1目都市計画総務費であります。森地区街なみ環境整備事業におきまして、道路美装化の工事でございますが、この工法を変更したことによりまして工事費の減額分を修景補助金へ組み替えるものでございます。

議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案の第2号は、専決処分の承認を求めるもので、損害賠償の額を定めることについてでございます。

議案集の2ページでございます。議案第2号、本案は、平成19年11月の5日に、町内のB & G海洋センターの駐車場で発生した事故につきまして、相手方との損害賠償について和解をいたしましたので、自治法179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条によりましてこれを議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

引き続き議案集の3ページでございます。

議案の第3号は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

本案は、固定資産審査評価委員会の委員平田雅彦氏の任期が、この3月31日をもって満了するので、後任の委員として佐藤健次郎氏を選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

なお、黄色い表紙の参考の資料集の1ページに同氏の簡単な略歴を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

引き続き議案集の4ページでございますが、議案の第4号は、玖珠町男女共同参画推進条例の制定についてであります。

本案は、本町におきます男女共同参画の推進に関し、基本的な理念を定め、町民、町及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることによりまして、この施策を総合的に、そしてまた計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するために、関係条例を新たに初めて制定するものでございます。

議案集の4ページ、5ページ、6ページ、7ページと条例案を提案させていただいております。

次に、議案集の8ページをお開きください。

議案の第5号は、大分県後期高齢者医療に関する条例の制定でございます。

本案は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、関係条例を制定するものであります。

先ほどご報告を申し上げましたけれども、4月1日から施行されます後期高齢者医療制度に関する条例の制定についてでございます。

参考資料集の2ページに後期高齢者医療制度についての資料を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集の12ページをお開きいただきたいと思っております。

議案集の12ページ、議案第6号、玖珠町特別会計設置条例の全部改正についてであります。

本案は、玖珠町後期高齢者医療に関する事業を実施するために、特別会計に関する条例の整備をするものでございます。

議案集の13ページ、議案第7号でございますけれども、玖珠町行政組織条例の一部改正についてあります。

本案も高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴いまして、関係条例の整備をするものでございます。

同じく資料集の3ページに関係条例の新旧対照表を掲載いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集の14ページであります。議案第8号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、国家公務員の人事院規則、職員の勤務時間、休日及び休暇の部分の改正されたことに準じまして所要の改正を行うものでございます。

議案は、第7条を削除するというだけでありますけれども、参考資料集の4ページの上段に、関係条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集の15ページをお開きください。

議案集の15ページ、議案の第9号は、玖珠町基金条例の一部改正についてであります。

本案は、平成元年に設立されましたふるさと創生基金でありますけれども、これまで取り崩してまいりまして、残り残高が少なくなってまいりましたので、この際、ふるさと創生資金を廃止して、新たに「童話の里元気プロジェクト支援基金」というものに変更いたしまして、地域コミュニティや地域の地域づくり団体等が実施する元気が出る事業に対して助成するために、関係条例の一部を改正するものであります。

参考資料集の4ページの下段に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集の16ページをお開きください。

議案の第10号は、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

黄色い表紙の参考資料集5ページから7ページにかけて、関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集の18ページであります。

議案の第11号は、玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、老人保健法の廃止と後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、この条例の一部を改正するものでございます。

これにつきましても、資料集の8ページに関係条例の新旧対照表を添付しておりますので、掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案集の19ページであります。

議案第12号、玖珠町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、乳幼児医療費の一部について無料化を実施するために、関係条例の一部を改正するものであります。

参考資料集の9ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案集の20ページであります。議案第13号は、玖珠町ひとり親家庭の医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、老人保健法の廃止と後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

同じく参考資料集の10ページ、11ページに条例の新旧対照表を添付いたしております。

議案集の22ページをお開きください。

議案の第14号は、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

本案は、税制改正の影響によりまして、介護保険料が大幅に上昇する方について、介護保険法の施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令というものがありまして、その政令の一部を改正する政令の、さらに一部を改正する政令に基づきまして、平成18年度及び平成19年度に引き続きまして、20年度も激変緩和措置が講じられるために、関係条例の一部を改正するものであります。

一部を改正する政令の一部を改正する政令の改正する政令というふうに言いましたけれども、再三にわたって改正されて来ておりますので、そういう説明になったことをお許しいただきたいというふうに思います。

議案集の24ページをお開きいただきたいと思います。

なお、介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、参考資料集の12ページから14ページにかけまして、関係条例の新旧対照表を掲載いたしております。

議案集の24ページをお開きください。

議案の第15号は、玖珠町保育所設置及び管理条例の廃止についてであります。

本案は、玖珠町立の若竹保育園の民間移譲に伴います廃止によりまして、関係条例を廃止するものでございます。

議案集の25ページをお開き願います。

議案の第16号は、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規則の変更に
ついてであります。

本案は、大分県の市町村等で構成いたしております退職手当組合を構成いたしております市町村の
中で、竹田市が平成20年3月31日付けで脱退することに伴いまして、同組合の規約を変更する必要が
あるために提出するものでございます。

参考資料集の15ページに添付しております。掲載いたしております。

議案集の26ページであります。

議案の第17号は、土地の取得についてであります。

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及
び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

総合運動公園の用地取得につきましては、先の定例会以降、12月議会以降、本定例会までに交渉が
終了いたしました個人4名と1法人について、取得面積及び取得価格を一括して提案させていただく
ものであります。

参考資料集の16ページに、今回取得予定をいたしております用地を青色部分で囲ってございませ
るので、ご覧いただきたいというふうに思います。

議案集の27ページをお開きください。

議案第18号は、町道路線の認定についてであります。

本案は、町道に認定するために、道路法の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

当該井の尻第二支線は、地域の生活道路及び産業道路でありまして、町道として維持管理するこ
とが適当と思われるので、町道認定について提案するものでございます。

参考資料集の17ページに路線の表示をしてございませるので、ご覧いただきたいと思いま
す。

次に、議案の第19号でございますけれども、19号は平成19年度玖珠町一般会計補正予算につ
いて
であります。

予算書は別冊となっております。補正予算第6号であります。

一般会計補正予算(第6号)予算書の1ページをお開き願います。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,276万7,000円を追加し、歳入歳出そ
れぞれ80億1,129万5,000円といたすものでございます。

7ページをお開き願います。

第2表 継続費の補正であります。玖珠駐屯地周辺障害対策事業におきまして、九州防衛局との
協議により事業費が変更となりましたので、補正を行うものでございます。

年度別事業費の変更に伴うものでございます。

8ページをお開き願います。

第3表の繰越明許費であります。一番下の欄にございませけれども、総合運動公園建設事業費2億
696万1,000円など4件、総額といたしまして2億5,821万6,000円の繰越でございませ

この繰越明許費につきましては、歳出の中でも触れますけれども、総合運動公園建設事業の20年度分、来年度に予定しております事業分の補助金が、国の補助金が前倒しで交付していただくことになったことでございますし、また、くすのき保育園の移転改築事業について、保育園の建築確認申請の審査に不測の日数を要したことなどによりまして、繰越をするものでございます。

次に、歳入のうち主なものについて説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

中ほどでありますけれども、13款2項6目災害復旧事業費負担金1,664万4,000円の減額及びその下の15ページの16款2項10目災害復旧費の県負担金1億1,586万円の減額は、耕地災害復旧事業費の減額に伴うものでございます。

14ページをお開き願います。

14ページ、15款2項5目土木費の国庫補助金6,922万2,000円及び、16ページに飛んで19款の1項1目繰入金6,646万9,000円は、総合運動公園建設事業の国の補助金の先ほど申し上げました20年度分の前倒し受け入れや、各事業の実績見込みに伴って補正するものでございます。

17ページをお開き願います。

17ページの中ほどであります、21款5項3目の雑入の2,163万2,000円につきましては、これは一部事務組合の解散に伴います構成市町村への配分金により増額となるものでございます。

日田玖珠広域行政事務組合の敬天荘からのいわゆる配分金が602万円、同じく解散いたしました玖珠郡老人養護組合の亀鶴苑からの配分金が2,011万1,000円となっております。

なお、敬天荘分につきましては、当初予算で449万9,000円を既に計上いたしておりますので、差額の152万1,000円を今回計上させていただいたものでございます。

22款の町債につきましては、各事業の実績見込みにより減額を行うものであります。

次に、歳出でございますが、18ページをお開き願います。

2款1項の8目地域づくり推進事業費956万8,000円の減額でございますが、これは人材育成基金事業と童話の里生き生き活動事業の実績、今年度実績による調整減額でございます。

22ページをお開き願います。

22ページの4款1項1目、中ほどにありますが、1目は下段の方であります、保健衛生総務費の28節繰出金の3,326万5,000円につきましては、老人保健事業費の所要見込額に伴う老人保健特別会計への繰出金でございます。

その次のページの25ページでございますが、6款2項2目林業費、林業振興費の977万6,000円、この減額につきましては、森林整備地域活動支援交付金この事業の見込みに伴います減額でございます。

26ページをお開き願いたいと思います。

8款2項2目でございます。道路の新設改良費につきましては、いわゆる県営工事の町費の負担分、これが決定いたしましたので、当初予算から減額するものでございます。

28ページをお開き願います。

28ページ、8款4項4目、下から3段目でございますけれども、総合運動公園建設事業費1億3,826万4,000円の増額につきましては、繰越明許費のところと歳入のところでも触れましたけれども、20年度に予定しておりました事業分の国庫補助金が、これは防衛省補助金でありますけれども、前倒しで交付されることになりましたので、これを前倒しで受け入れまして、繰越をさせていただくということにしたものでございます。

32ページをお開き願います。

11款の1項1目でございます。耕地災害復旧事業費1億2,685万8,000円の減額につきましては、県への当初の報告額に対しまして、その後、実際の測量設計の額が補助対象下限額を下回りましたものや、あるいは地域の皆さんの自力復旧、自力の復旧などによりまして、申請件数が減少したために、補正をするものでございます。

この耕地災害復旧費の減額につきましては、いわゆる災害が発生した後に、ご案内のように3週間以内に県へ報告しなければならず、どうしてもその時点では概算の報告にならざるを得ないわけがあります。また、補助事業申請額が報告額を上回ることができませんので、当初の報告額がどうしても過積算と申しますか、になるところであります。ご了解をいただきたいというふうに思います。

そのページの、12款の1項1目でございますけれども、給食センターの元利償還金でございます。12款1項1目の元金のところでございますが、償還元金でございますが、314万4,000円。これにつきましては、給食センターの一元化に伴いまして、給食施設としての財産処分を行いました古後の調理場の建設のときに発行いたしました地方債について、先ほど申し上げました繰上償還が認められたものでございますので、所要の計上をさせていただいてるところであります。

最後になりましたが、13款3項の基金でございます。

33ページ、同じページの基金でございますが、基金調整のために、総合運動公園整備基金につきましては、この運動公園の事業計画に基づきます基金の積立必要額に近づけるために、また、地域振興基金につきましては、今後工業団地の造成等に伴います町の負担が増えますこと、先の議会でもお答え申し上げましたけれども、そういうことを考慮いたしまして、それぞれ所定の額を積み立てるものでございます。

以上が平成19年度一般会計補正予算(第6号)についての概要でございます。

次に、議案第20号から24号までの5議案につきましては、それぞれ平成19年度の各特別会計並びに企業会計の補正予算書となっております。

いずれも額の調整等に伴います国からの交付額等の確定に伴います調整で、そういう内容になっておりますので、具体的説明は割愛させていただきたいと思っております。

長丁場になりまして大変申し訳ございません。今しばらくお許しをいただきたいというふうに思います。

次に議案の第25号でございますが、平成20年度玖珠町一般会計予算についてであります。

予算書は別冊となっております。

20年度の重点事業につきましては、先ほど町政の重点施策の中で申し上げましたので、詳しい説明は割愛させていただき、説明は地方債、それから歳入歳出事項別明細書にさせていただきたいというふうに思います。

また、基本方針の中にそれぞれ事業ごとの4区分ごとの事業名、事業予算額を上げておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、予算書の10ページをお開き願います。

第2表の地方債でございますが、主なものでは、一番上の大分自動車道のIC前ふれあい広場整備事業、この建築本体工事等に2億4,060万円、それから5行目でありましたが、町道長勿線の道路改良事業に1億220万円、いずれも過疎債にて充当するものでございます。

最後の臨時財政対策債2億680万円は、地方交付税の削減などに対処するために国が発行を許可したものでございまして、後年度全額交付税で見られるものでございますけれども、この起債を受け入れるものでございます。

平成20年度の起債額は、その他広域農道の負担金4,600万円などを含めまして合計8件、起債限度額の総額は6億4,910万円となっております。

次に、12ページから14ページまでご説明申し上げたいと思います。

まず、12ページの歳入の主なものについてでございます。

1款の町税でありますけれども、15億7,529万3,000円を計上いたしております。前年度比398万7,000円、0.3%の増収を見込んでおります。

当初申し上げましたように、税制改正によって、本来ならば、町税が大きく伸びるはずでありますけれども、税源が少ない当町としては、あまり大きくは望めないというところございまして、398万7,000円の増収を見込んでるところであります。

11款の地方交付税は、26億9,100万円としております。いわゆる頑張る地方応援プログラムなど算定が困難なものもございまして、測定単位の見込みなどから推計算定を行ってるところでございます。

また、冒頭申し上げました今年度の地方財政対策の一環としての地方再生対策費（特別枠であります）この4,000億の創設によりまして、増額が見込まれますことから、前年度対比で1億9,680万2,000円、7.9%の増額を見込んでるところであります。

15款の国庫支出金でございます。国庫支出金は8億4,621万3,000円でございます。20年度に予定されております米軍の実弾射撃に伴いますSACOの交付金、昨年は演習がございましたので計上いたしておりませんが、20年度は今のところ予定されておりますので、SACO交付金の交付によりまして、前年度比1億5,660万5,000円、22.7%の増額となっております。

19款の繰入金でございますが、2億6,831万3,000円、これにつきましては総合運動公園の整備基金、それから財政調整基金の減額によりまして、前年度比1億9,138万円、41.6%の減としており

ます。

22款町債は、6億4,910万8,000円で、前年度対比1億6,619万9,000円、34.4%の増となっております。

次に、14ページの歳出の主なものについて申し上げます。

2款の総務費は、16億2,197万7,000円でありまして、前年度対比では2億7,677万7,000円、20.6%の増となっております。これにつきましては、インター前のふれあい広場整備事業や予算の中に出てきますけれども、ブロードバンドの普及支援事業などの事業を計上いたしておりますことから、増額となっております。

3款の民生費であります、16億438万1,000円でございます、前年度対比で2億2,173万円、16%の増となっております。これは老人医療制度の改正に伴うもので、これまで衛生費で計上いたしておりました老人医療費の拠出金が減額となりまして、後期高齢者医療の医療給付費の負担金が必要になったことに起因するものでございます。

4款の衛生費であります、7億1,635万7,000円で、前年度対比1億6,258万7,000円、18.5%の減となっております。

6款の農林水産業費の5億9,860万5,000円でございますが、農免農道事業の整備事業の負担金や、森林整備地域活動支援交付金事業等の減額によりまして、前年度対比3,392万3,000円、5.4%の減となっております。

7款商工費は、1億229万2,000円、前年度対比で2,087万7,000円、25.6%の増となっております。

8款の土木費でございますが、8億105万9,000円、総合運動公園建設事業を平成19年度に20年度分を前倒しいたしましたことによりまして、減額し、対前年度対比7,616万5,000円、8.7%の減となっております。

10款の教育費であります、8億5,013万5,000円、これにつきましては、第63回の国民体育大会実行委員会への補助金の増額によりまして、前年度比2,381万7,000円、2.9%の増となっております。

12款の公債費でございますが、7億7,837万3,000円となっております。これは財政健全化計画の策定によりまして認められました、政府資金等の繰上償還を含めておりますので、前年度対比3,104万1,000円、4.2%の増となっております。

先ほど地方債の本年度の限度額を6億4,910万というふうに申し上げましたけれども、今回の繰上償還を含む公債費との金額をみましても、いわゆるプライマリーバランスと申しますか、基礎的収支は十分に整ってるものというふうに思っております。

以上、20年度の一般会計予算の地方債、歳入歳出事項別明細書についての概略の説明をさせていただきました。

今回の予算編成にあたりましては、ご案内のように国庫補助金等の動向、あるいは国の予算そのも

のの動向が非常に予測がつかないわけでありまして、今後の動向をみまして、補正を改めてお願いする部分が出てくるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案の第26号及び議案第27号、並びに議案第29号から議案第32号につきましては、それぞれの特別会計並びに企業会計でございます。

特別会計、企業会計につきましては、これまでどおり通年の予算を計上させていただいておりますので、それぞれについての説明は省略させていただきたいというふうに思います。

なお、議案の第28号でございますけれども、これにつきましては諸般の報告の中で申し上げましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、本定例会におきまして、議案第6号の中で特別会計の設置について上程させていただいてるものでございます。

この20年度の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,623万8,000円でございます。後期高齢者医療制度の予算の具体的内容については、詳細説明を省略させていただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、議案集に戻っていただきまして、議案集の28ページをお開きいただきたいと思っております。

諮問でございますが、諮問の第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、人権擁護委員の帆足和彦氏の任期が今年6月30日をもって満了いたしますので、引き続き帆足和彦氏を候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴を参考資料集18ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、その下の方にも書いてございますけれども、個人情報につきましては、個人情報に属しますので、お取り扱いについてはご留意をいただきたいというふうに思います。

以上、32の議案と諮問案件1件を上程させていただいたところでございます。

なお、本定例会の会期中に、議会運営委員長のご報告にもございましたけれども、追加議案を提案させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重にご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。大変長くなりましたけれども、町政諸般の報告、平成20年度における町政執行の基本的考え、及び予算編成方針並びに提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第6 請願並びに陳情の上程

○議長（片山博雅君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しております文書表のとおり、請願1件、陳情1件が提出されております。

これを上程いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件は、上程することに決定しました。

ここで、請願第1号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、12番高田修治君。

○12番（高田修治君） お手元の請願文書表をお出してください。

玖珠町議会

議長 片山 博雅 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書

紹介議員 高 田 修 治

請 願 者 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足173

玖珠郡教育会館内大分県教職員組合玖珠支部

執行委員長 湯浅 優

玖珠町公立小中学校PTA連合会

会 長 田坂 謙仁

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書

請願事項

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書を内閣総理大臣、文科大臣、財務大臣、総務大臣へ提出すること

請願の趣旨

全国のどの地域においても、すべての子どもたちに一定の水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。しかし、同制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、さらには低所得者層の固定化などにより、教育条件や子どもたちが受ける「教育水準」に格差が生まれている現実もあります。

現在、政府は2010年春までに「新分権一括法案」を国会に提出するとしており、その中で、義務教育費国庫負担制度について論議の対象になることは必至です。同制度は、国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすためのものであり、地方分権の推進を阻害するものではありません。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論をふまつつも、教育論の観点から次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すること。

2. 国が財源負担をして、きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上であります。

よろしく審議お願いいたします。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 次に日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会委員長河野博文君。

○基地対策特別委員長（河野博文君） 基地対策特別委員会の報告をいたします。（閉会中）

平成19年第6回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成20年1月19日戦車道沿線地区特別協議会との意見交換会を執行部担当の同席をいただき開催しました。

協議会から「不公平を是正していただくとともに、小さな要望等についても解決して欲しい。」との意見が出され、委員会として「地域の意見や現場を見ながら議会も動いていきたい。」との答弁をする等意見交換を行いました。

平成20年2月29日執行部出席のもと、基地対策特別委員会を開催しました。

1月15日に開催した意見交換会について、各委員から意見を求め、防音・防塵対策として防衛省に陳情している『防衛専用道路の早期実現』にむけた取り組みを強化することを確認しました。

また、執行部より、平成20年度における『沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施』に伴う訓練の実施見込みなどについて「SACO協定がある限り、訓練は今後とも継続されると考えているが、時期、場所、日出生台で実施するのか等については、現在のところ不明である」との報告を受けました。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

なお、明日3月5日ではありますが、九州防衛局長、大分県議会防衛問題調査会会員、自衛隊駐屯地業務隊長、関係市町の長及び関係市町の関係議会議員により「日出生台演習場周辺地域の振興に関する意見交換会」が開催されます。この意見交換会を通して関係者が情報を共有し、演習場周辺地域の振興に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

おはかりします。

議案第1号から議案第3号及び議案第19号から議案第24号までの9議案につきましては、議会運営委員長より報告がありましたように、専決を求める案件及び人事案件と平成19年度玖珠町一般会計及び各特別会計、水道事業会計の補正予算であります。

人事案件は性格上、また、補正予算は年度末予算執行上、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号及び議案第19号から議案第24号までの9議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定しました。

日程第8 質疑・討論・採決

○議長（片山博雅君） 日程第8、これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号は、平成19年度玖珠町一般会計補正予算の専決処分を求める案件と、議案第2号、損害賠償の額を定めることについての専決処分を求める案件でありますので、これを一括して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号は、一括して質疑を受けることに決定いたしました。

議案集をお出してください。

議案集1ページ、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（その1）平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について及び議案集2ページ、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（その2）損害賠償の額を定めることについて、質疑を受けます。

議案第1号は別冊となっております。

質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

議案第1号でございますけど、8ページの土木費のですね、今回専決をされておるわけでございますけど、これは当初予算では工事請負費という項で上がっておりまして、今回これを組み替えをして、

街なみ環境整備の方に組み替えをするわけですが、この件についてはですね、道路整備はおやめになって、この補助金に切り替えたわけですが、まず道路整備はもうこれでおやめになるのか。街なみ整備ということになりますとですね、これは森地区でございますが、何戸世帯対象戸数があるのかですね。そして、今後、このもう道路整備はおやめになるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） この工事請負費につきましては、3本の通路の道路美装化工事で行いました。玖珠町初めて議会の一般質問に出ておったんですけれども、総合評価落札方式を導入いたしまして、その関係で入札減がかなり出ました。で、県当局と協議する中で、一応枠がありますので、言い方悪いんですけども、事業をやってくれというふうなことでございますので、今までこの修景工事をしたいという希望者がございましたので、繰り上げてやったというふうなことでございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） そうしますとね、これは修景家屋なんですけどですね、対象家屋は何戸あるわけですかね。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 追加した修景事業の対象家屋は8軒でございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これはですね、まあいわば継続事業でなさっておるわけなんですよ。したがって、そういうときは、少なくとも年度末に専決処分までしなければならなかったということなんでしょうけど、専決処分でなさるといのはいかなんか。むしろですね、こういった場合は不用額にしましてですね、そして、新年度あたりで取り上げるということにならなかったのかな。それは、ただ、県の補助金等の絡みもあってそういうふうになさったのかということかな。ただ、私が考えるのは、一般論としてですね、ここは継続でなさっておるわけですから、何もそんなに急がなくてもよかったんじゃないかなというような気がいたしております。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） この工事につきましては、先ほど申し上げましたように、総合評価落札方式をとりましたので、県、国等との協議ありまして、入札をしてそして評点を作るんですけども、その関係で、大分県の職員、それから国土交通省の職員に審査委員になっていただいて、そこで審査していただいて、最終的に入札金額とその総合評価でしましたもんですから、どうしてもそこ辺の関係があって、12月に入札をしたようなわけでございます。そこ辺のところは県当局と協議しておりまして、遅れた理由はそこです。

そして、県の方も、国の事業でありますので、枠配分がありまして、遅れた理由はそうなので、是非とも年度内に消化してほしいということでございましたので、街なみ協議会より修景の希望がございました8軒のところについては前倒しでやろうというようなことになって、これも県との協議済み

でございます。

そういうことで、専決処分というふうな方策をとったわけでございます。

○議 長（片山博雅君） 10番宿利俊行君の質疑を終わります。

他に質疑ございませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） これで質疑を終わります。

次に、議案集3ページ、議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、平成19年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

別冊となっております。

最初に、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入から6ページ、歳出最後まで、質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 次に、7ページ、第2表継続費補正から8ページ、第3表繰越明許費まで、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 次に、10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入から11ページ歳出まで、質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 次に、歳入に入ります。

12ページ、歳入、1款町税から、14ページ、15款2項国庫補助金まで、質疑はありますか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく14ページ、16款県支出金から17ページ、22款町債、歳入まで質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 17ページの雑入の件です。先ほどちょっと説明いただいたんですが、よくわかりませんでした。その他の2,163万2,000円。敬天荘が当初は入っちゃって、その後、亀鶴苑の一部事務組合の配分金というような説明ちらっと、それから先はよくわからなかったんですが、性格的にいいますと、事務組合がなくなったんで、そのときの財産ですか、何かいろんなものを各町村

に分けたということでもいいんですか。九重と玖珠に、それから日田も入ってますか。

それで、最終的に、あのときにある程度修理をしてから亀鶴苑を渡すということで、その後の金額でこれが出たのかどうかだけを確認させてください。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 仰せのとおり、亀鶴苑については修理をして、そして渡すということでしたので、その残りが2,011万1,000円でございますし、敬天荘につきましても602万円ということでございます。ここで金額が合わないんですけども、当初で解散に伴うこれがあるということで計上しておりましたので、その不足分を補正で上げたということでございます。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） では、次に歳出に入ります。

18ページ、2款総務費から22ページ、4款衛生費1項保健衛生費まで質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 3番河野です。

18ページのですね、8目地域づくり推進事業費956万8,000円の減ですね、これはね。これですね、童話の里の生き活きづくりの事業も585万7,000円減とかなってますけど、これの事業について、町民の皆さんがこういうことしたいとか言ってきたときに、審査が厳しいとか、受け入れが難しいようなシステムになってるんじゃないですか。もう少し簡単にすれば、もうちょっと、簡単というか、わかりやすく広報してですね、こういう予算が、こういうのがありますというようなことをしたら、ちゃんと予算どおり消化していくんじゃないでしょうか。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今までは毎年1,000万円計上しまして、ほぼ近い金額で消化しておりました。19年度につきましては、1,000万のうちこの差額分が残ということですけども、決して厳しいようなことはありませんし、若干宗教に関わるような事業がありましたので、その部分は指導しながら落とした経緯がございます。

昨年の5月に地域コミュニティが発足しましたので、全ての事業等については、コミュニティを通じてということにしまして、そこ辺も動かしてきましたので、まあそういうこともありまして、先ほど町長の方が、童話の里地域コミュニティ推進事業補助金ということでやるということなので、いろいろ考えておったけども、これをさらに精査して新しい20年度に再度申請したいというふうな、非常に前向きで、非常にそういうことがありましたので、実際には19年度残ったということです。

ただ、厳しくて落ちたのではなくて、新しい組織の中で新しく20年度に再度要望して助成してもらいたいということでございます。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、23ページ6款農林水産業費から、25ページ2項林業費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく25ページ7款商工費から、29ページ9款消防費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく29ページ10款教育費から、33ページ13款諸支出金まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 歳入歳出全般について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号は平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 国民健康保険の特別会計の予算であります。11ページの3項出産育児諸費ということで、この1目の出産育児一時金ですね、これはもうほとんど19年度で何人ぐらいの出産があったということでございますか、これは、もう確定というか。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 出産育児一時金でございますが、これ1人当たり35万円ございまして、まだ最終的には確定したわけじゃないんですけど、現在、40名で見込みを立てております。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号は平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号、平成19年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号、平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成19年度玖珠町水道事業会計補正予算(第3号)について、一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番(河野博文君) ちょっとわからないので教えてください。

16ページの、4款の15節委託料で375万が25万7,000円減となって349万3,000円となっておりますが、財務会計ハードウェア保守となっております。これはリースか何かですか。

それからもしリースとかだったら、毎年あるのかどうか、いつ頃まで続くのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長(片山博雅君) 佐藤水道課長。

○水道課長(佐藤健一君) 16ページの委託料について説明します。

これは、行政システムの関係で毎年計上してる予算であります。

○議長(片山博雅君) 3番河野博文君。

○3番(河野博文君) これはですね、普通、財務会計ハードウェアと考えたときに、年間375万の予算だったんですけど、これはかなり高いような気がするんですが、そうでもないですか。

○議長(片山博雅君) 佐藤水道課長。

○水道課長(佐藤健一君) これはもうずっとシステムが特別な行政システムでありますので、水道課としては妥当だと思っております。

○議長(片山博雅君) 3番河野博文君。

○3番(河野博文君) 一応ですね、妥当かどうかということは、よく検討されて、まだ安いシステムとかあったらされて、節約できるところは節約していってもらうようにお願いします。

以上です。

○議長(片山博雅君) 3番河野博文君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第24号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号は人事案件であります。議案の性格上討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は討論を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（片山博雅君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第1号から議案第2号は、いずれも専決処分の承認を求める案件であります。これを一括して採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号は、一括して採決することに決定いたしました。

議案第1号及び議案第2号の2議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。

ご着席ください。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。

ご着席ください。

よって、議案第3号は原案のとおり選任同意することに決定しました。

次に、議案第19号、平成19年度玖珠町一般会計補正予算であります。別に反対の意見もありませんでしたので、採決を行いたいと思います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（片山博雅君） 起立多数です。

着席ください。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第20号から議案第24号までの5議案は、平成19年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第24号までの5議案は、一括採決とすることに決定いたしました。

議案第20号から議案第24号までの5議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第20号から議案第24号までの5議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議 長（片山博雅君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日5日は議案考察のために休会とし、6日は議案質疑といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日は議案考察のために休会とし、6日は議案質疑とすることに決しました。

なお、一般質問の通告締切りは、6日議案質疑日の午前9時30分までとなっております。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月4日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員